

第4回県立学校統合校校章等選考委員会

— 次第 —

- 1 日時 平成29年9月12日(火) 10:00~12:00

- 2 会場 高知サンライズホテル 2階「向陽」
高知市本町2丁目2-31

- 3 内容
 - (1) 開会

 - (2) 制服候補に対する意見集約
メーカーによる詳細説明

 - (3) 閉会

「県立学校統合校校章等選考委員会」設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、県立学校統合校の校歌・校章・制服の候補を決定し、高知県教育委員会に報告することを目的として「県立学校統合校校章等選考委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関することについて検討・決定する。

- (1) 高知県立高知南中学校・高等学校と高知県立高知西高等学校を統合し設置する高知県立高知国際中学校・高等学校の校章候補及び制服候補
- (2) 高知県立須崎工業高等学校と高知県立須崎高等学校を統合し設置する高知県立須崎総合高等学校の校章候補

(組織)

第3条 委員会は、委員6名で組織する。

(委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 統合校の対象となる高知県立学校の副校長

(任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から校章候補及び制服候補を高知県教育委員会に報告する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、初回の会議は教育長が、次回以降は会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、会長が当たる。なお、会長が出席できないときは副会長が代行する。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることはできない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、資料の提出や意見、説明、その他の協力を求めることができる。
- 6 会議は公開とする。ただし、出席した3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。
- 7 会長は、会議の議事の内容に応じて、関係する委員に限って会議を招集することができる。その際の会議の成立、議決及び運営については、招集する委員数に対して、第2項から前項までを適用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局高等学校課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

「県立学校統合校校章等選考委員会」

委員名簿

分類		所属	職名	氏名	役割
有識者	1	高知工科大学システム工学群	副学群長 教授	重山 陽一郎	校章候補及び制服候補の選考
	2	高知大学教育学部	学部長 教授	藤田 詠司	校章候補及び制服候補の選考
統合校職員	3	高知南高等学校	副校長	岡田 圭司	校章候補及び制服候補の選考
	4	高知西高等学校	副校長	高野 和幸	校章候補及び制服候補の選考
	5	須崎工業高等学校	副校長	北村 晋助	校章候補の選考
	6	須崎高等学校	副校長	藤田 勇人	校章候補の選考

※分類は設置要綱第4条の項順。

※有識者の氏名順は五十音順。なお、統合校職員については、「県立高等学校再編振興計画」（平成26年10月）内の学校名記載順。

高知国際中学校・高等学校の制服候補の決定について

ア 制服決定に関する県教育委員会の方針

- 1 新たな制服を作成する。
- 2 制服候補の選考
 - 選考委員会を設置し、検討する。
 - 制服メーカーからのプレゼンテーション及び制服候補の提案。

- ・制服販売店（※参照）から制服メーカー1社以上を推薦してもらう。
 - ・推薦された制服メーカーの中から、コンセプトにもとづいた制服候補のプレゼンテーションをうけて、制服候補を作成する1社を決定する。
 - ・決定した1社から制服候補の提案を受ける。
 - 制服候補の検討過程において、選考委員会事務局が学校関係者等の意見を聴取する。
 - 選考委員会は、学校関係者等の意見聴取を踏まえて、順位付けをした制服候補を決定し、県教育委員会に報告する。
- 3 県教育委員会は、選考委員会からの制服候補の報告を踏まえて、制服を決定する。

※現在高知南中学校・高等学校と高知西高等学校に制服を販売している、「学生服のこじまや」、「株式会社入交学服」、「株式会社高知大丸」、「有限会社高知洋品」の4販売店のこと。

イ 制服決定のスケジュールについて（改訂）

項目	平成29年					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
選考委員会	第1回 ・制服決定に関する県教育委員会の方針 ・制服決定のスケジュールについて ・制服候補の選考方法について	第2回 ・プレゼンテーションの開催 ・メーカー1社の選考 ・追加コンセプトの提案		第3回 ・メーカーによる制服候補の提案	第4回 ・制服候補に対する意見集約	第5回 ・制服候補決定 ・県教育委員会へ報告
選考委員会事務局	プレゼンテーション準備				<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 学校関係者等への意見聴取 </div> 意匠権チェック	
県教育委員会						制服決定

県立学校統合校校章等選考委員会 傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催 30 分前から開催時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の厳守事項

- (1) 会議中は、厳に私語を慎んでください。また、意見を表明することはできません。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により、公然と可否の表明をしないでください。
- (3) 携帯電話等は、議事運営の妨げになるので、会議中は電源を切るなど着信音が鳴らないような措置をしてください。
- (4) 傍聴者は、会長の許可なく、会議の様態を撮影し又は録音しないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

3 傍聴者への対応

- (1) 会長は、傍聴者が前項の規定に違反したとき、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場させることができるものとします。
- (2) 傍聴人は、選考委員会が非公開を決定する議決をしたとき、又は高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）第 6 条第 1 号から第 7 号までに規定する情報に該当する事項について協議するときには、退場していただきます。

- 4 この要領は、平成 29 年 5 月 9 日より施行します。